○根室市「コンポスト容器」購入助成金交付要綱

平成６年４月28日訓令第９号

改正

平成９年３月24日訓令第４号

平成23年３月31日訓令第10号

根室市「コンポスト容器」購入助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、コンポスト容器を購入した者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を助成し、ごみの減量化及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱においてコンポスト容器とは、生ごみを微生物・化学的薬品・乾燥等の処理により分解または除菌させ、その容量を減量堆肥化させるものをいう。

（助成の対象）

第３条　コンポスト容器の購入助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

(１)　根室市に住所を有する者。ただし、法人は除く。

(２)　市長が指定した販売店（以下、「販売店」という）から購入する者

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、電動式にあっては購入価格に60％を乗じた金額で、上限を30,000円とし、電動式以外にあっては130以上のものを定額3,000円、130未満のものを定額1,000円とする。

２　前項の電動式の助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　第１項の電動式以外の助成額が、購入額を上回った場合の助成額は、購入額とする。

（助成金の交付申請及び決定）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、コンポスト容器購入助成金交付申請書（別記１号様式）に第３条第２号により市長が指定した販売店から購入したことを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた時は、コンポスト容器購入助成金交付決定通知書（別記２号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成の交付を受けた者の義務）

第６条　助成金を受けて、コンポスト容器を購入した者は、処理容器を常に良好な状態で保持活用できるよう、維持管理をしなければならない。

２　助成金を受け、コンポスト容器を購入した者は、市が行う、ごみ減量化に関する各種調査に、協力しなければならない。

（助成金の返還）

第７条　市長は、虚偽、その他不正な手段により、助成金の交付を受けた者があったときは、既に交付した助成金の全部、又は一部の返還をさせることができる。